

看護職員修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第14号

看護職員修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

看護職員修学資金貸付条例施行規則（昭和37年岩手県規則第69号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(規則で定める施設等) 第1条の3 条例第2条第4号サの規則で定める <u>もの</u> は、次のとおりとする。 (1)～(12) [略]	(規則で定める施設等) 第1条の3 条例第2条第4号シの規則で定める <u>施設等</u> は、次のとおりとする。 (1)～(12) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。